

全国特定地域づくり探訪

●地元自治体からの働きかけにより定款変更を経て特定地域づくり事業を開始

下川事業協同組合

住所 〒098-1207 北海道上川郡下川町錦町107番地

定款変更認可 令和2年6月(設立:昭和25年2月)

認定 令和3年2月

組合員数 16名(令和5年3月時点)

出資金 1口100円

組合員の業種 小売業、サービス業、製材業、農業 特定地域づくり以外の事業 共同購入、共同販売、共同商品券発行

背景と目的

下川町では高齢化が進んでおり、働き手不足が深刻な課題となる中、役場が積極的な移住支援施策を講じていたが、移住者を増やすためには仕事を用意する受け皿が求められた。本制度利用先事業者を探すため、商工会を通じて町内事業者の説明会が行われ、後に役場から地元の16事業者が加入する当組合に声がかかった。当組合は地元密着の事業を営んでいるが、2年前に指定管理事業から撤退したことで財政が苦しい状態に陥っており、本制度の利用が財政好転のきっかけになるものと考えた。

取り組みの手法と内容

当組合は既存組合であるため、定款に「特定地域づくり事業」を追加して行政の認可を受ける必要があり、北海道中央会が支援を行った。その他、本事業の認定や派遣届出の手続きについては非常に煩雑な書類作成が求められたが、町の政策スキームの一部となっていることから職員の全面的なサポートを受けた。就業規則は社会保険労務士と相談して作成した。

当組合の募集する人材像は「マルチワークがしたい人」ではなく、「この町でフルタイムで働き、月20万円を稼ぎたい人」である。また、派遣職員の引き抜きとみられないよう、町内での募集はしない方針を取っている。移住者受入れの実務は町が担当しており、移住政策の関係から町内に住むことが基本とされ、町外からの通勤は認めていない。

〈採用者情報〉

	性別	年代	出身・前居住地	採用応募経路	備考
A	女性	40代	東京都からの移住(Uターン)	ハローワーク	アルバイトをしていた
B	男性	20代	組合のある市町村内に現住	紹介	アルバイトをしていた

当組合では実際に人手不足に悩む事業者は一部でしかなく、移住希望者がいればそのために仕事を用意するスタンスをとる。派遣シフトは曜日交代制を採用し、派遣料金は業種別に900円から1,500円で設定している。事業推進のキーマンは理事長であり、派遣元責任者、キャリアコンサルティング、派遣職員と事務局とのコミュニケーション役、派遣職員と派遣先の調整を理事長が行っている。賃金体系は派遣先・均衡方式を採用し、公務員給与水準に近づけることを目標としている。

成果とその要因

特定地域づくり事業協同組合制度を利用して、前期は黒字転換するなど、組合の運営にプラスに寄与している。また、既に退職した2名については町内で就業しており、町の人口増加にも寄与している。

今後、派遣職員が安定して集まってきたら、町が運営しているトマト加工場を受託管理するなど、町の仕事を一手に引き受けて、町の経済活性化に寄与したいとの思いがある。

※本事例は総務省の特定地域づくり事業協同組合制度説明ページに事例発表の動画が紹介されています。

総務省 特定地域

検索



※この事例は「令和4年度特定地域づくり事業協同組合組成等支援委員会報告書」に掲載された令和4年8月19日時点の調査結果を基に作成したものです。